

# 第156回

# 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日



## 議決権行使期限

2022年6月21日(火) 午後5時まで  
(書面またはインターネット(パソコンおよびスマートフォン)等により議決権行使をすることが可能です)

日時

2022年6月22日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

大阪市北区大深町3番60号  
グランフロント大阪 北館タワーC  
インターコンチネンタルホテル大阪  
2階「HINOKI」

※開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、  
お間違えのないようご注意ください。

### <お願い>

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>)にてお知らせ申し上げます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役10名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件	
(添付書類)	
事業報告	27
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

お土産の配布、株主様懇談会はございません。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株式会社ダイセル

証券コード：4202

(証券コード 4202)  
2022年5月31日

株主各位

大阪市北区大深町3番1号  
**株式会社ダイセル**  
取締役会長 札場 操

## 第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止および皆様の安全・安心の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権行使の方法につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、本招集ご通知3～4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号  
グランフロント大阪 北館タワーC インターコンチネンタルホテル大阪  
2階「HINOKI」

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第156期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

### 4. 招集通知にあたっての決定事項

3頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>) に、修正後の内容を掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載していません。連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
  - ◎当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日、当社役員および係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daicel.com>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・当社の役員、株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場でご着席いただく座席を制限させていただきます。ご入場いただける人数を超えた場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、開催時間を短縮する観点から、円滑な進行となる方法も検討しております。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。  
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただく場合



**株主総会開催日時** 2022年6月22日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

### 書面にて行使いただく場合



**行使期限** 2022年6月21日（火曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### インターネット等にて行使いただく場合



**行使期限** 2022年6月21日（火曜日）午後5時まで

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、または議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法により、各議案に対する賛否をご入力ください。

### 議決権行使のお取扱いについて

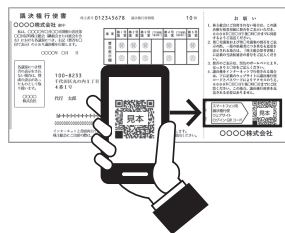
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

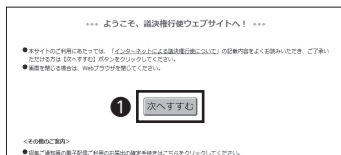


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
 ※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。  
 ※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

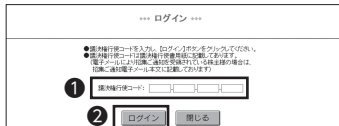
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

**1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



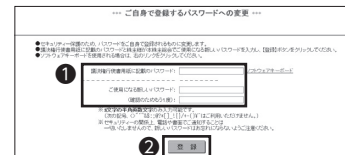
**1** 「次へすすむ」をクリック

**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



**1** 「議決権行使コード」を入力  
**2** 「ログイン」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



**1** 「パスワード」を入力  
**2** 「登録」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、資産効率の最大化と最適資本構成の実現、資金調達力維持のための財務健全性確保、安定的かつ連結業績を反映した配当を総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、2020年度からの中期戦略「Accelerate 2025」におきましては、現行の1株当たり配当額を下限とし、配当と機動的な自己株式取得を合わせた各年度の株主還元性向40%以上を目標としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当におきましては、普通配当を1株につき18円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円

総額5,322,750,948円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の1株あたり年間配当は、2円増配の34円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主総会における議決権不統一行使について、2021年8月の全国株懇連合理事会において、議決権電子行使プラットフォーム対象株主を除く株主分の事前通知の電磁化が決定されたことから、株主が議決権不統一行使をしようとする場合に、会社法第313条第2項に定める通知を書面をもって行わなければならない旨を定めた現行定款第19条を削除するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、事実上廃止している、取締役の役位としての相談役および特別顧問に関する現行定款第26条の文言を削除するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略) 第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1条～第15条 (現行どおり) 【削除】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p> <p>第17条～第18条（条文省略）  第19条（議決権の不統一行使）  株主はその有する議決権を統一しないで行使しようとする場合には、<u>会社法第313条第2項に定める通知を書面をもって行わなければならない。</u></p> <p>第20条～第25条（条文省略）  第26条（取締役会）  取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。  取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。  取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  取締役会は取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。  取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締役会規程による。  <u>取締役会の決議により相談役及び特別顧問を置くことができる。</u></p> <p>第27条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p>	<p>第16条（電子提供措置等）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第18条（現行どおり）  <b>【削 除】</b></p> <p>第19条～第24条（現行どおり）  第25条（取締役会）  取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。  取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。  取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  取締役会は取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。  取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第26条～第36条（現行どおり）</p> <p><b>（附則）</b></p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	
1	おがわ よしみ 小河 義美	代表取締役社長、社長執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、リサーチセンター担当、 無機複合実装研究所担当、 ライフサイエンス事業企画室担当、 ポリプラスチックス株式会社社長	再任
2	すぎもと こうたろう 杉本 幸太郎	代表取締役、専務執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、 企業倫理室担当、サステナブル経営推進室担当、 デジタル戦略室担当	再任
3	さかき やすひろ 榊 康裕	取締役、専務執行役員、経営戦略本部長、 セイフティSBU担当、ヘルスケアSBU担当、 原料センター担当、カスタマーセンター担当	再任
4	たかべ あきひさ 高部 昭久	取締役、常務執行役員、アセスメント本部長、 知的財産センター担当	再任
5	のぎもり まさふみ 野木森 雅郁	取締役、役員人事・報酬委員会委員長	再任
6	きた やま ていすけ 北山 禎介	取締役、役員人事・報酬委員会委員	再任
7	はっちょうじ そのこ 八丁地 園子	取締役、役員人事・報酬委員会委員	再任

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当
8	あさのとしお 浅野 敏雄	取締役、役員人事・報酬委員会委員 再任
9	ふるいち たけし 古市 健	取締役、役員人事・報酬委員会委員 再任
10	こまつ ゆりや 小松 百合弥	— 新任

社外  
独立

社外  
独立

社外  
独立

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">お がわ よし み 小 河 義 美 (1960年1月8日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1983年4月 当社入社 2000年6月 当社生産技術本部生産革新センター所長 2002年4月 当社業務革新室長 2006年6月 当社執行役員 当社特機・MSDカンパニー副カンパニー長 当社特機・MSDカンパニー播磨工場長 2009年6月 当社生産技術室長 当社レスポンシブル・ケア室担当 当社エンジニアリングセンター担当 2011年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務執行役員 2014年4月 当社生産技術本部長 2015年4月 当社品質監査室担当 2016年6月 当社有機合成カンパニー担当 当社特機・MSDカンパニー担当 2017年6月 当社専務執行役員 2019年6月 当社代表取締役社長 当社社長執行役員 2021年4月 当社リサーチセンター担当 ポリプラスチックス株式会社社長 2022年4月 当社無機複合実装研究所担当 当社ライフサイエンス事業企画室担当</p> <p>(地位および担当) 代表取締役社長、社長執行役員、役員人 事・報酬委員会委員、リサーチセンター担 当、無機複合実装研究所担当、ライフサイ エンス事業企画室担当、ポリプラスチッ クス株式会社社長</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、2019年6月以来当社の代表取締役社長を務めてお り、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップでグルー プ全体を牽引してきた実績と、当社の経営全般における豊 富な経験・実績・見識を踏まえ、当社のグループ経営およ びグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と 判断したため、取締役として選任をお願いするものです。</p>	118,973株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	すぎもと こう た ろ う 杉 本 幸 太 郎 (1960年10月10日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1984年 4 月 当社入社 2011年 6 月 当社原料センター長 2014年 6 月 当社執行役員 ダイセル物流株式会社代表取締役社長 2017年 6 月 当社常務執行役員 当社業務革新室担当 2019年 6 月 当社代表取締役 当社事業支援センター長 当社企業倫理室担当 当社サステナブル経営推進室担当 2019年10月 当社事業支援本部長 2020年 6 月 当社専務執行役員 2021年 4 月 当社サステナブル経営推進室担当 2022年 4 月 当社デジタル戦略室担当  (地位および担当) 代表取締役、専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、企業倫理室担当、サステナブル経営推進室担当、デジタル戦略室担当  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の財務経理、コンプライアンスなどの管理部門の責任者や原料センターの責任者を務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。	55,248株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	さかき やす ひろ 榊 康 裕 (1962年3月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1984年4月 当社入社 2012年6月 当社有機合成カンパニー長 2014年6月 当社執行役員 2016年6月 当社特機・MSDカンパニー長 Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd. 董事長 2017年6月 当社常務執行役員 Daicel Safety Systems America Holdings, Inc. President & CEO Daicel Safety Systems America Arizona, Inc. President & CEO Special Devices, Inc. President & CEO 2019年4月 Daicel Safety Systems Americas, Inc. Chairman 2019年6月 当社専務執行役員 当社特機・MSDカンパニー担当 2019年10月 当社戦略推進本部長 2020年4月 当社セイフティSBU担当 当社ヘルスケアSBU担当 2020年6月 当社取締役 当社原料センター担当 2021年4月 当社経営戦略本部長 2022年4月 当社カスタマーセンター担当  (地位および担当) 取締役、専務執行役員、経営戦略本部長、 セーフティSBU担当、ヘルスケアSBU 担当、原料センター担当、カスタマーセン ター担当  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の火工品事業の責任者や海外現地法人の社長 を務め、また当社の経営戦略推進に関わる部門の責任者を 務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識 を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事 業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取 締役として選任をお願いするものです。	53,340株

募集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	たか べ あき ひさ 高 部 昭 久 (1960年1月20日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1984年 4 月 当社入社 2008年 6 月 ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社 代表取締役社長 2014年 4 月 当社総合研究所長 当社研究開発本部コーポレート研究センター 長 2015年 2 月 当社研究開発本部副本部長 2015年 6 月 当社執行役員 2019年 6 月 当社取締役 当社研究開発本部長 当社新事業開発室担当 当社知的財産センター担当 当社品質監査室担当 2019年10月 当社事業創出本部長 2020年 6 月 当社常務執行役員 2021年 4 月 当社CPIカンパニー担当 2022年 4 月 当社アセスメント本部長  (地位および担当) 取締役、常務執行役員、アセスメント本部 長、知的財産センター担当  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の基盤技術および商品開発を含む様々な分野 の研究開発部門および新事業創出に関わる部門の責任者を 務めるなど、当社グループの新製品の企画開発についての 豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経 営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な 人材と判断したため、取締役として選任をお願いするもの です。	38,860株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">のぎもり まさ ふみ 野木 森 雅 郁 (1947年12月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任      社外      独立</p>	<p>2005年4月 アステラス製薬株式会社代表取締役副社長 2006年6月 同社代表取締役社長 2011年6月 同社代表取締役会長 2016年6月 同社代表取締役会長退任 2017年6月 当社取締役</p> <p>(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員長 (重要な兼職の状況) 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。</li> <li>・第156期事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回(93%)に出席しております。</li> <li>・同氏は当社の取引先であるアステラス製薬株式会社の代表取締役社長などを歴任してきましたが、2016年6月に同社代表取締役会長を退任して以降、同社の業務執行に携わっておりません。また、当社グループは同社グループとの間に営業上の取引がありますが、当社グループの同社グループに対する売上高は当社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</li> <li>・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</li> </ul>	2,276株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	また やま てい すけ 北 山 禎 介 (1946年10月26日生)  <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div>	<p>2005年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長（代表取締役） 株式会社三井住友銀行取締役会長（代表取締役）</p> <p>2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役退任 株式会社三井住友銀行取締役会長</p> <p>2017年4月 株式会社三井住友銀行取締役 2017年6月 同行特別顧問 2018年6月 当社取締役 2018年10月 株式会社三井住友銀行名誉顧問</p> <p>(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社TBSホールディングス社外監査役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づき視点を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</li> <li>・第156期事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席しております。</li> <li>・同氏は当社の借入先である株式会社三井住友銀行の代表取締役会長などを歴任してきましたが、2011年4月に同行代表取締役を退任して以降、同行の業務執行に携わっておりません。また、当社グループの同行グループからの借入は、当社グループの連結総資産の約3.5パーセントであります。同氏が同行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行に携わらなくなってから10年以上が経過していることから、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</li> <li>・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</li> </ul>	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	はっ ちよう じ その こ 八 丁 地 園 子 (1950年1月15日生)  <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div>	<p>1993年11月 株式会社日本興業銀行 英国証券子会社 IBJ International Plc. 取締役副社長</p> <p>2002年3月 興銀リース株式会社 執行役員</p> <p>2006年1月 株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ取締役(管理部門長)</p> <p>2011年3月 藤田観光株式会社常務取締役兼常務執行役員(企画本部長兼事業本部副本部長)</p> <p>2017年4月 津田塾大学学長特命補佐(戦略推進本部長)</p> <p>2019年6月 当社取締役</p> <p>2020年4月 津田塾大学学長特命補佐</p> <p>(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 日本航空株式会社社外取締役 マルハニチロ株式会社社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、金融機関やホテル経営を行う企業の経営陣として培われた豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b> ・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。 ・第156期事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席しております。 ・同氏が社外取締役として在任している日本航空株式会社は、2018年12月21日、運航乗務員の飲酒に係る問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたとして、国土交通省から「航空輸送の安全の確保に関する業務改善命令」を受け、また2019年1月11日、客室乗務員の飲酒事案により「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。同氏は、当該指定の原因となった事実が明らかになるまで、当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、本事案の認識後は、当該事案の徹底的な調査および再発防止策の策定を指示する等、その職責を果たしております。 また、同氏が社外取締役として在任しているマルハニチロ株式会社は、2021年7月、同社工場で製造する食品にシリカゲル(乾燥剤)が混入している可能性が判明したことから、同製品の自主回収を行いました。同氏は、本事案の発生まで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、本事案の認識後は、当該事案の徹底的な調査および再発防止策の策定を指示する等、その職責を果たしております。 ・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</p>	0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<p style="text-align: center;">あさのとしお 浅野敏雄 (1952年12月4日生)</p> <p style="text-align: center;">再任    社外    独立</p>	<p>2010年4月 旭化成ファーマ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員  2014年4月 旭化成株式会社社長執行役員  2014年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員  2016年4月 同社取締役兼常任相談役  2016年6月 同社常任相談役  2019年6月 当社取締役</p> <p>(地位および担当)  取締役、役員人事・報酬委員会委員  (重要な兼職の状況)  旭化成株式会社常任相談役  株式会社メディパルホールディングス社外取締役  東京センチュリー株式会社社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b>  同氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。</li> <li>・第156期事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回(93%)に出席しております。</li> <li>・同氏は当社の取引先である旭化成株式会社の代表取締役社長などを歴任してきましたが、2016年4月に同社代表取締役社長を退任して以降、同社の業務執行に携わっておりません。また、当社グループは同社グループとの間に営業上の取引がありますが、当社グループの同社グループに対する売上高は当社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループからの仕入高は同社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</li> <li>・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</li> </ul>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	ふる いち たけし 古 市 健 (1954年8月21日生) 再任 社外 独立	<p>2010年3月 日本生命保険相互会社代表取締役専務執行役員</p> <p>2012年3月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2016年7月 同社代表取締役副会長</p> <p>2020年6月 当社取締役</p> <p>(地位および担当) 取締役、役員人事・報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 日本生命保険相互会社代表取締役副会長 京王電鉄株式会社社外取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</li> <li>第156期事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回(93%)の取締役会に出席しております。</li> <li>同氏は当社の借入先である日本生命保険相互会社の代表取締役副社長などを歴任してきましたが、当社グループの同社グループからの借入は、当社グループの連結総資産の2パーセント未満であり、また当社グループの同社グループに対する支払保険料は同社の保険料等収入額の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</li> <li>当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</li> </ul>	0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	<p style="text-align: center;">こまつゆりや 小松百合弥 (1962年10月18日生)</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">独立</span> </p>	<p>1988年4月 クレディスイス信託銀行株式会社アシスタントポートフォリオマネージャー</p> <p>1990年4月 スパークス投資顧問株式会社(現スパークス・グループ株式会社) シニアアナリスト</p> <p>1996年5月 The Dreyfus Corporationシニアリサーチアナリスト</p> <p>1999年12月 Fiduciary Trust Company International ヴァイスプレジデント</p> <p>2000年9月 インテラセット株式会社パートナー</p> <p>2004年11月 Worldeye Capital Inc.パートナー</p> <p>2006年6月 Olympus Capital Holdings Asiaヴァイスプレジデント</p> <p>2010年7月 大和クオンタム・キャピタル株式会社マネージングディレクター</p> <p>2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現株式会社KADOKAWA) 取締役 株式会社ドワンゴ取締役</p> <p>2020年7月 NTN株式会社社外取締役</p> <p>2021年6月 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役(監査等委員)</p> <p>2021年9月 IAパートナーズ株式会社マネージングディレクター</p> <p>(重要な兼職の状況) IAパートナーズ株式会社マネージングディレクター NTN株式会社社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役(監査等委員)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、国内外の投資会社や情報・通信会社の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p><b>【社外取締役候補者の特記事項】</b> 当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</p>	0株

- (注) 1. 古市健氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役副会長であり、当社は、同社から資金の借入れおよび保険取引を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野木森雅郁氏、北山禎介氏、八丁地園子氏、浅野敏雄氏、古市健氏および小松百合弥氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社は、野木森雅郁氏、北山禎介氏、八丁地園子氏、浅野敏雄氏、古市健氏との間で、各氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏が取締役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - (2) 社外取締役候補者である小松百合弥氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、同氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 補償契約について
- (1) 当社は、小河義美氏、杉本幸太郎氏、榊康裕氏、高部昭久氏、野木森雅郁氏、北山禎介氏、八丁地園子氏、浅野敏雄氏、古市健氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。各氏が取締役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - (2) 社外取締役候補者である小松百合弥氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することを内容とする会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役市田龍氏および水尾順一氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>みず お じゅん いち 水 尾 順 一 (1947年8月12日生)</p> <p>再任      社外      独立</p>	<p>1970年4月 株式会社資生堂入社 2000年4月 駿河台大学経済学部（現経済経営学部）教授 2001年4月 駿河台大学大学院経済学研究科（現総合政策研究科）教授 2006年4月 駿河台大学経済研究所長 2015年5月 株式会社アデランス社外取締役 2018年4月 MIZUOコンプライアンス&amp;ガバナンス研究所代表 2018年6月 当社監査役 2019年10月 一般社団法人日本コンプライアンス&amp;ガバナンス研究所代表理事・会長</p> <p>(地位) 監査役 (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本コンプライアンス&amp;ガバナンス研究所代表理事・会長 駿河台大学名誉教授 日本経営倫理学会常任理事</p> <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、事業会社での勤務経験があり、CSR、コーポレート・ガバナンスおよび経営倫理等に係わる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識を有しておられ、また社外役員として企業に携わられた経験等から、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【社外監査役候補者の特記事項】</b> ・同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。 ・第156期事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会のすべてに出席しております。 ・当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任を承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。</p>	260株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	きた やま ひさ え 北 山 久 恵 (1957年8月30日生)  新任 社外 独立	1982年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 1999年5月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）パートナー 2013年7月 有限責任あずさ監査法人常務理事 2019年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2019年7月 日本公認会計士協会副会長 有限責任あずさ監査法人専務役員 株式会社樺本チエイン社外取締役 2020年6月 株式会社樺本チエイン社外取締役 2020年7月 北山公認会計士事務所代表 2021年3月 株式会社荏原製作所社外取締役（監査委員） 2021年4月 兵庫県立大学大学院特任教授  (重要な兼職の状況) 北山公認会計士事務所代表、公認会計士 株式会社樺本チエイン社外取締役 株式会社荏原製作所社外取締役（監査委員）	0株
		<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、大手監査法人のパートナーや公認会計士協会の役員等を歴任され、また社外役員として企業に携わられた経験等から、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものです。	
		<b>【社外監査役候補者の特記事項】</b> 当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本招集ご通知51ページをご参照ください。	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 水尾順一氏および北山久恵氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者との責任限定契約について

- (1) 当社は、水尾順一氏との間で、同氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏が監査役に選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
 (2) 社外監査役候補者である北山久恵氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、同氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うに

つき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

4. 補償契約について

(1) 当社は、水尾順一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。同氏が監査役に選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(2) 社外監査役候補者である北山久恵氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することを内容とする会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。

5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。

なお、各候補者が監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

## 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2019年6月21日開催の第153回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とご承認いただいております。また、この報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額100百万円以内（社外取締役を除く。）とご承認いただき今日に至っております。

この度、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役が1名増員されることや、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、社外取締役に求められる役割、責務が増大していること等の諸事情を考慮し、社外取締役分の報酬額を、年額100百万円以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。取締役全体の報酬総額は年額500百万円以内から変更いたしません。

なお、本議案は、当社の定める「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」（本招集ご通知49頁ご参照）に沿うものであり、役員人事・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

また、取締役の員数は、現在10名（うち、社外取締役5名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって10名（うち、社外取締役6名）となり、取締役の過半数を社外取締役が占めることとなります。

以上



(ご参考) 取締役候補者および監査役候補者（現任監査役を含む）の有する主な知見や経験（スキルマトリクス）

	氏名		企業経営	グローバル 経営	マーケティング/ 事業企画	技術/ 研究開発	財務・会計	法務・知財・ リスク管理	ESG
取締役	小河 義美		●	●		●			●
	杉本 幸太郎		●	●			●	●	●
	榑 康 裕		●	●	●			●	●
	高部 昭久		●			●		●	●
	野木森 雅郁	社外	●	●		●			●
	北山 禎介	社外	●	●			●	●	●
	八丁地 園子	社外	●	●	●		●		●
	浅野 敏雄	社外	●	●		●			●
	古 市 健	社外	●	●			●		●
	小松 百合弥	社外	●	●			●	●	●
監査役	藤田 眞司		●				●	●	●
	今中 久典		●	●					●
	水尾 順一	社外						●	●
	幕田 英雄	社外					●	●	●
	北山 久恵	社外					●	●	●

※各人に特に期待される項目を5つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(ご参考) 政策保有株式に関する方針および保有状況

① 政策保有株式に関する方針

当社は、営業取引関係の強化、金融機関との安定取引の維持および業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社および当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。

なお、事業環境の変化等により保有目的に合致しなくなった、あるいは経済合理性が認められなくなった銘柄については、順次縮減を図って参ります。

保有する全ての銘柄について、その保有目的の妥当性や、営業取引等から生じる定量的・定性的便益および保有するリスクに関する経済的合理性を定期的に検証した結果について、取締役会への報告を実施し、内容についての精査を受けております。

② 政策保有株式（保有目的が純資産目的以外の目的である投資株式）の保有状況

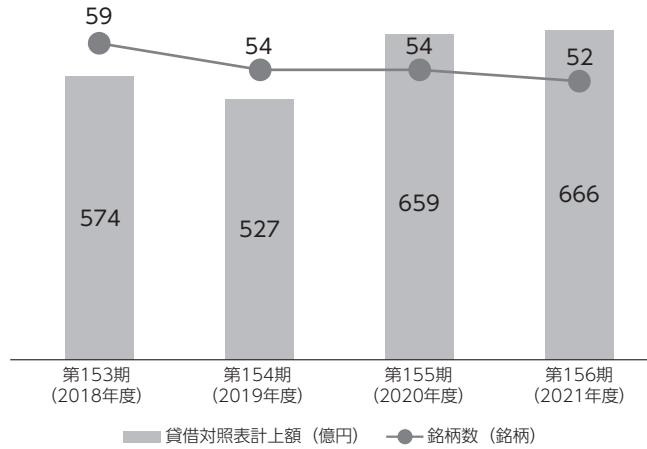
上記方針に基づき、2021年度においては非上場株式以外の株式26銘柄のうち1銘柄を全株売却し、2銘柄について一部売却いたしました。また、非上場株式1銘柄を全株売却いたしました。2021年度期末時点の保有株式銘柄数は52銘柄、貸借対照表計上額は666億円となっております。貸借対照表計上額の増加は主に時価評価によるものであります。

なお、2020年度に貸借対照表計上額の連結純資産に対する比率が増加しておりますが、これは2020年10月の連結子会社ポリプラスチックス株式会社完全子会社化に伴い、連結純資産が約1,670億円減少したことによるものであり、政策保有株式の縮減は継続して実施しております。

		第153期 (2018年度)	第154期 (2019年度)	第155期 (2020年度)	第156期 (2021年度)
銘柄数 (銘柄)	非上場株式	29	27	28	27
	非上場株式以外の株式	30	27	26	25
	合計	59	54	54	52
貸借対照表計上額 (億円)	非上場株式	13	7	13	13
	非上場株式以外の株式	561	520	645	653
	合計	574	527	659	666
連結純資産比率 (%)		13.6	13.4	26.9	23.7

※連結純資産比率は、保有目的が純資産目的以外の目的である投資株式の貸借対照表計上額の連結純資産に対する比率

### 貸借対照表計上額および銘柄数



以 上

# 第 156 期 事 業 報 告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスによる経済活動停滞に一部で持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルスの感染再拡大や半導体不足による自動車減産、物流の混乱、ウクライナ情勢など、先行き不透明な状況のうちに推移しました。

このような環境の中、当社グループでは、需要の回復による販売機会を着実に捉えるとともに、販売価格の是正、徹底したコストダウンを実施してまいりました。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けた前年度と比較し、売上高は4,679億37百万円（前年度比18.9%増）、営業利益は506億97百万円（同59.8%増）、経常利益は572億91百万円（同65.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は312億54百万円（同58.5%増）となりました。

#### ② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

#### メディカル・ヘルスケア事業部門

コスメ・健康食品事業は、化粧品原料や健康食品素材の販売数量増加などにより、増収となりました。

キラル分離事業は、海外でのキラルカラムの販売が増加したことなどにより、増収となりました。

当部門の売上高は、194億94百万円（前年度比20.3%増）、営業利益は、販売数量の増加などにより、34億35百万円（同120.1%増）となりました。

#### スマート事業部門

液晶表示向けフィルム用の酢酸セルロースや高機能フィルムなどのディスプレイ事業は、液晶パネル需要の好調や高機能フィルムの新規採用などにより販売数量が増加し、増収となりました。

電子材料向け溶剤やレジスト材料などのIC/半導体事業は、半導体材料市場の需要が好調に推移し販売数量が増加したことや、原料価格上昇に伴う販売価格の上昇により、増収となりました。

当部門の売上高は、324億90百万円（前年度比31.5%増）、営業利益は、販売数量の増加などにより、57億99百万円（同70.0%増）となりました。

### セイフティ事業部門

自動車エアバッグ用インフレーター（ガス発生装置）などのモビリティ事業は、半導体不足などによる自動車減産の影響を受けたものの、前年度比では新規受注などにより販売数量が増加し、増収となりました。

当部門の売上高は、694億55百万円（前年度比3.3%増）、営業利益は、販売数量の増加や稼働率の回復などにより、51億89百万円（同132.6%増）となりました。

### マテリアル事業部門

酢酸は、会計基準の変更により販売数量は減少しましたが、市況の上昇により、増収となりました。

酢酸誘導体は、酢酸市況の上昇などにより、増収となりました。

アセテート・トウは、会計基準の変更により販売数量は減少しましたが、為替の影響により、売上高は微増となりました。

カプロラクトン誘導体やエポキシ化合物などは、電子材料用途などの需要回復により販売数量が増加し、増収となりました。

当部門の売上高は、1,228億20百万円（前年度比17.9%増）、営業利益は、販売価格の上昇などにより、247億71百万円（同38.2%増）となりました。

### エンジニアリングプラスチック事業部門

ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマーなどポリプラスチック株式会社の事業は、自動車、スマートフォンなどの需要回復により販売数量が増加したことや、販売価格の是正などにより、増収となりました。

ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、フィルム、水溶性高分子などダイセルミライズ株式会社の事業は、需要の好調による販売数量の増加などにより、増収となりました。

当部門の売上高は、2,122億67百万円（前年度比25.9%増）、営業利益は、販売数量の増加や販売価格の是正などにより、257億58百万円（同21.7%増）となりました。

### その他部門

その他部門は、防衛関連事業での販売数量の減少などにより、減収となりました。

当部門の売上高は、114億9百万円（前年度比10.0%減）、営業利益は、17億66百万円（同19.2%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、408億40百万円（工事ベース）でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備  
自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを実施いたしました。
- ② 当期継続中の主要設備

酢酸の原料製造設備の更新、化粧品原料製造設備の増強、エンジニアリングプラスチックのコンパウンド設備等の増強、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを進めております。

③ その他

各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の効率化のための投資を実施、推進中であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「価値共創によって人々を幸せにする会社~Sustainable Value Together ~」という基本理念の下、サステナブル経営方針「人々の豊かな生活を実現する新しい価値を創造し提供します (Sustainable Product)、全てのステークホルダーとともに地球環境と共生する循環型プロセスを構築します (Sustainable Process)、多様な社員が全員、存在感と達成感を味わいながら成長する「人間中心の経営」を進めます (Sustainable People)」を定め、持続可能な社会と企業成長の両立を目指しております。それを実現するための戦略が当社の長期ビジョン「DAICEL VISION 4.0」と中期戦略「Accelerate 2025」です。

そして「新企業集団の形成」、「バイオマスプロダクトツリーの実現」、「カーボンオフセット、エネルギーオフセットの実現」、「健康・安心安全・便利快適・環境といった4つのトリガーによる幸せの提供」の「4つのシフト」の実現を通じ、当社の最終的なゴールである「循環型社会構築に貢献する」ことを目指します。

#### 経営環境

世界経済は、新型コロナウイルスによる経済活動停滞に一部で持ち直しの動きがみられるものの、変異株による感染再拡大、半導体不足による自動車減産、物流の混乱、原燃料価格の高騰、インフレーション懸念の増大、ロシアによるウクライナ侵攻とグローバル規模のさまざまな課題が次々に発生し、先行き不透明な状況のうちに推移しております。

また気候変動対策としてカーボンニュートラル実現を巡る世界的な議論が進展するなか、国、業界、企業単位での対応が求められております。

更にAIなど新たな技術も加速度的に進歩し、私たちの暮らしや働き方にも大きな変革をもたらしています。

#### 中期戦略推進上の諸課題への対処

コロナ禍からの回復により増加する販売機会を着実に捉えるべく、サプライチェーンの緊密な連携と、戦略的な在庫の見直しなどにより、顧客への製品供給の確保を最優先に対応してまいります。また世界的な原燃料の高騰や物流費の上昇という課題には、プロセス革新による原燃料コストの抑制や、販売価格の適切な是正にも取り組んでおります。更に聖域を設けることなく全社のあらゆる領域において地道なコストダウンの徹底を実践しております。

当社グループカの更なる強化に向け、一昨年完全子会社化したポリプラスチックとの一体運営や積極的な設備投資計画に取り組むとともに、ドイツEvonik社との合弁体制も見直し、エンプラ事業におけるポリプラスチックとのシナジー強化を進めています。

事業ポートフォリオの再構築では、防衛事業や二軸延伸ポリスチレンシート事業からの撤退を進める一方、主力製品である酢酸セルロースの、バイオマス・生分解性という特徴を生かし、プラスチック資源循環促進法に対応した新しい用途開拓に取り組んでいます。

育成事業の一つ、民生用火工品は、「ワнтаイムエナジー」という新概念の下、電流遮断器「ボルトブレーカー™/Volt Breaker™」や、針を使わず組織内に効率的に薬液を投与する革新的ドラッグデリバリーシステム「アクトランザ™ラボ」など幅広い領域で事業展開しています。なお、「アクトランザ™ラボ」を含めたライフサイエンス・メディカル関連事業推進のため「ライフサイエンス事業企画室」を新設し、キラル分離事業や製剤ソリューション事業との一体運営を目指します。また、電子材料分野を中心に、有機・無機複合材料研究のステージアップを図るため「無機複合材料実装研究所」を新設し、より、お客様に密着した材料開発にも取り組みます。

さらに、長期ビジョン「DAICEL VISION 4.0」と中期戦略「Accelerate 2025」の中核をなすバイオマスプロダクトツリー・バイオマスバリューチェーンの構築に向け、新たに「バイオマスイノベーションセンター」を組織し、京都大学や金沢大学などとの産産学学官官による協創を拡充、加速しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 利益配分に関する基本方針

当社は、資産効率の最大化と最適資本構成の実現、資金調達力維持のための財務健全性確保、安定的かつ連結業績を反映した配当を総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、2020年度からの中期戦略「Accelerate 2025」におきましては、現行の1株当たり配当額を下限とし、配当と機動的な自己株式取得を合わせた各年度の株主還元性向40%以上を目標としております。

## (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第153期 (2018年度)	第154期 (2019年度)	第155期 (2020年度)	第156期 (2021年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	464,859	412,826	393,568	467,937
営業利益 (百万円)	51,171	29,644	31,723	50,697
経常利益 (百万円)	53,433	31,781	34,683	57,291
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	35,301	4,978	19,713	31,254
1株当たり当期純利益	105円38銭	15円49銭	65円18銭	104円14銭
総資産 (百万円)	654,791	597,992	640,385	698,836
純資産 (百万円)	423,243	392,583	245,000	279,544
1株当たり純資産額	1,198円77銭	1,166円56銭	789円34銭	919円88銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 名
メデikal・ヘルケア事業	化粧品原料、健康食品、光学異性体分離カラム 他
スマート事業	酢酸セルロース (液晶表示向けフィルム用)、高機能光学フィルム、半導体レジスト、電子材料向け溶剤 他
セイフティ事業	自動車エアバッグ用インフレーター、電流遮断器 他
マテリアル事業	酢酸および酢酸誘導体、酢酸セルロース (液晶表示向けフィルム用途以外)、アセテート・トウ、カプロラクトン誘導体、エポキシ化合物 他
エンジニアリングプラスチック事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマー、ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂加工品 他
その他の他	防衛関連製品、水処理用分離膜モジュール、運輸倉庫業 他



(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社（大阪市北区）、 東京本社（東京都港区）、 イノベーション・パーク（兵庫県姫路市）、 神崎工場（兵庫県尼崎市）、 姫路製造所網干工場（兵庫県姫路市）、 姫路製造所広畑工場（兵庫県姫路市）、 播磨工場（兵庫県たつの市）、 新井工場（新潟県妙高市）、 大竹工場（広島県大竹市）
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場（兵庫県たつの市）
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	本社（米国アリゾナ州）、 工場（米国ケンタッキー州・アリゾナ州）
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場（タイ国プラチンブリ県）
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場（中国江蘇省丹陽市）
協 同 酢 酸 株 式 会 社	本社（東京都港区）、工場（兵庫県姫路市）
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	本社（東京都港区）、富士工場（静岡県富士市）
ダ イ セ ル ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	本社（東京都港区）
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	本社（大阪市北区）
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社（中国上海市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減（減少は△）
11,104 名	△38 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入・出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(セイフティ事業) ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	百万円 80	% 100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	百万US\$ 6	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	百万バーツ 270	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	百万円 256	100	自動車エアバッグ用インフレーター製造・販売
(マテリアル事業) 協 同 酢 酸 株 式 会 社 (エンジニアリングプラスチック事業)	百万円 3,000	92	酢酸の製造・販売
ポ リ プ ラ ス チ ッ ク ス 株 式 会 社	3,000	100	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダ イ セ ル ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	70	100	ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、フィルム、 水溶性高分子等他の製造・販売
(そ の 他) ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	267 百万円	100	運輸倉庫業
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行 <sup>(注)1</sup>	22,901
株式会社三菱UFJ銀行 <sup>(注)1</sup>	17,376
株式会社日本政策投資銀行	10,000
日本生命保険相互会社	6,400
三井住友信託銀行株式会社	4,900
株式会社国際協力銀行	4,737
株式会社みずほ銀行 <sup>(注)1</sup>	4,608
株式会社八十二銀行	4,050
農林中央金庫	3,923
株式会社滋賀銀行	3,000

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。  
 2. 上記のほか、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるシンジケートローン50,000百万円及び株式会社日本政策投資銀行を幹事とする協調融資によるシンジケートローン5,000百万円があります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 302,942,682株  
(うち自己株式 7,234,296株)
- (3) 株主数 25,617名
- (4) 大株主（上位10名）の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	45,567	15.40
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	20,967	7.09
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,402	5.88
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	15,093	5.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	11,035	3.73
富 士 フ ィ ル ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	8,390	2.83
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	7,754	2.62
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,096	2.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,503	2.19
BBH FOR UMB BK-152105-PEAR TREE PFVF	6,314	2.13

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	66,628 株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	札 場 操	役員人事・報酬委員会委員
代表取締役社長	小 河 義 美	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、リサーチセンター担当、ポリプラスチックス株式会社社長
代 表 取 締 役	杉 本 幸太郎	専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、サステナブル経営推進室担当、企業倫理室担当
取 締 役	榊 康 裕	専務執行役員、経営戦略本部長、セイフティSBU担当、ヘルスケアSBU担当、原料センター担当
取 締 役	高 部 昭 久	常務執行役員、事業創出本部長、知的財産センター担当、CPIカンパニー担当
取 締 役	野木森 雅 郁	役員人事・報酬委員会委員長 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役
取 締 役	北 山 禎 介	役員人事・報酬委員会委員 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社TBSホールディングス社外監査役
取 締 役	八丁地 園 子	役員人事・報酬委員会委員 日本航空株式会社社外取締役 マルハニチロ株式会社社外取締役
取 締 役	浅 野 敏 雄	役員人事・報酬委員会委員 旭化成株式会社常任相談役 株式会社メディopalホールディングス社外取締役 東京センチュリー株式会社社外取締役
取 締 役	古 市 健	役員人事・報酬委員会委員 日本生命保険相互会社代表取締役副会長 京王電鉄株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	藤 田 眞 司	
常 勤 監 査 役	今 中 久 典	
監 査 役	市 田 龍	市田龍公認会計士事務所 公認会計士 税理士 株式会社タナベ経営社外取締役 京福電気鉄道株式会社社外監査役
監 査 役	水 尾 順 一	一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所代表理事・会長 駿河台大学名誉教授 日本経営倫理学会常任理事
監 査 役	幕 田 英 雄	長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士 前田建設工業株式会社社外取締役 富士通株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち野木森雅郁氏、北山禎介氏、八丁地園子氏、浅野敏雄氏および古市健氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち市田龍氏、水尾順一氏および幕田英雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役市田龍氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役幕田英雄氏は、検事および公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、野木森雅郁氏、北山禎介氏、八丁地園子氏、浅野敏雄氏および古市健氏の全ての社外取締役と、市田龍氏、水尾順一氏および幕田英雄氏の全ての社外監査役について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、全ての社外役員は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
6. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、150万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
8. 当社は、当事業年度以後である2022年5月付で、全ての取締役、監査役との間で、取締役会決議に基づき、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支 給 額 (年額)			
		現 金 報 酬 分		株 式 報 酬 分	計
		月額報酬分	業績連動賞与分		
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	325百万円 (66百万円)	127百万円 (一)	62百万円 (一)	515百万円 (66百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	103百万円 (39百万円)	—	—	103百万円 (39百万円)
計	15名	429百万円	127百万円	62百万円	619百万円

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第153回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は5名）です。また、この報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額100百万円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は4名）です。
2. 監査役の報酬額は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

3. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容については、本事業報告末尾 別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」の「4. 株式報酬について」に記載のとおりです。当該株式報酬の交付状況については「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 業績連動報酬等として、取締役に対して、業績連動賞与を交付しております。業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびに当該業績連動報酬等の額または数の算定方法については、別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」の「3. 業績連動賞与の算定方法」に記載のとおりです。当事業年度を含む当該業績指標の推移は、「1. (6) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

② 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当該方針につきましては、本事業報告末尾 別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。当該方針に関しては、役員人事・報酬委員会における審議および同委員会からの答申を得た上で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、それぞれ決定しております。当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、役員人事・報酬委員会の答申を受け、業績、中長期計画の達成度、社会情勢および取締役会で定める業績指標の達成度等を取締役会にて総合的に検討した結果、当該方針に沿うものであると判断しております。

**(3) 社外役員に関する事項**

① 取締役 野木森雅郁氏

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

三井不動産株式会社 社外取締役

株式会社リニカル 社外取締役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

- ・当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回(93%)に出席しております。
- ・同氏については、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
- ・当事業年度において、同氏は、主に設備投資と経営戦略との関係、設備投資実施の可否、従業員向け株式報酬制度導入に関して留意すべき事項、産学連携に関する事項、海外子会社の一部再編に関する可否などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

② 取締役 北山禎介氏

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社TBSホールディングス 社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社TBSホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。



- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
- ・当事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席しております。
  - ・同氏については、金融機関の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
  - ・当事業年度において、同氏は、主にサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に関する事項、世界的な新型コロナウイルス感染拡大による海外生産拠点への影響、製品品質や安全衛生に関する取り組み状況、知的財産権の管理などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。
- ③ 取締役 八丁地園子氏
- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
日本航空株式会社 社外取締役  
マルハニチロ株式会社 社外取締役  
上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
- ・当事業年度に開催した15回の取締役会のすべてに出席しております。
  - ・同氏については、金融機関やホテル経営を行う企業の経営陣として培われた同業界に関する知見と見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
  - ・当事業年度において、同氏は、主に海外における特許の出願状況、製品品質や安全衛生に関する取り組み状況、人事制度の在り方、内部通報制度の状況などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。
- ④ 取締役 浅野敏雄氏
- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
旭化成株式会社 常任相談役  
株式会社メディパルホールディングス 社外取締役  
東京センチュリー株式会社 社外取締役  
旭化成株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
- ・当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回（93％）に出席しております。
  - ・同氏については、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
  - ・当事業年度において、同氏は、主にサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に関する事項、製品の課題に対する対応、人事制度の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を

行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

⑤ 取締役 古市健氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 代表取締役副会長

京王電鉄株式会社 社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

京王電鉄株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

・当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回（93％）に出席しております。

・同氏については、金融機関の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。

・当事業年度において、同氏は、主に新規事業の状況、海外子会社の労務管理に関する事項、政策保有株式の状況、新型コロナウイルスの感染拡大による業績への影響、減損処理に関する事項、従業員の採用に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

⑥ 監査役 市田龍氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

市田龍公認会計士事務所 公認会計士 税理士

株式会社タナベ経営 社外取締役

京福電気鉄道株式会社 社外監査役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会のうち14回（93％）に出席し、会計および税務の実務家としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点から、統合報告書の在り方、減損処理に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

⑦ 監査役 水尾順一氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所 代表理事・会長

駿河台大学 名誉教授

日本経営倫理学会 常任理事

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会のすべてに出席し、CSR、コーポレートガバナンスおよび経営倫理等の研究者としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に学識経験者としての専門的な観点から、ハラスメント事案発生防止のための社内研修促進の必要性、コーポレート・ガバナンス・コードに関する開示内容の当否、内部通報に対処する上で留意すべき事項、経営戦略に対するモニタリングの在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。
- ⑧ 監査役 幕田英雄氏
- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士  
前田建設工業株式会社 社外取締役  
富士通株式会社 社外監査役  
長島・大野・常松法律事務所および富士通株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はありません。  
前田建設工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会のうち14回（93%）に出席し、弁護士として高度な専門的知識、幅広い見識、また、最高検察庁検事、公正取引委員会委員等の歴任および社外役員として企業に携わられた経験等に基づき、主に株主総会の在り方、役員等賠償責任保険に関する事項、自己株式取得の方針、内部通報制度の社内周知促進の必要性などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	金 額
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140 百万円
② 上記①の合計額のうち、当社が支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	94

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模、事業内容に合った適切なものとなっているかどうか、会計監査人から説明を受け、また取締役および社内関係部門からの報告も踏まえて検討を行いました。その結果、全員一致で会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしております。
3. 当社の重要な子会社のうちDaicel Safety Systems Americas, Inc.、Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.、Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.およびDaicel (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会が、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任について検討します。

当該検討の結果、会計監査人を解任することまたは不再任とすることが妥当であると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任に関する議案および新たな会計監査人の選任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会に対して請求します。

なお、会計監査人の再任の適否に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を勘案し、毎年検討を行うものとしします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

### (1) 当社およびグループ企業（以下「ダイセルグループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、基本理念およびサステナブル経営方針に則り、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
- ② 当社は、企業倫理室を推進組織として、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を行う。
- ③ 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
- ④ 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
- ⑤ ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、内部通報制度を定めた企業倫理マネジメントに係る規程に基づき、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、企業倫理マネジメントに係る規程において定めた、社内外に窓口を置く内部通報制度により、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制を整備し、運用する。
- ⑧ ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備し、運用する。

### (2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書（電磁的記録を含む）を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
  - 1) 株主総会議事録
  - 2) 取締役会議事録
  - 3) 計算書類
  - 4) その他職務の執行にかかわる重要な書類
- ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2)－①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

### (3) **ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、リスク管理委員会の運用を通じてダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の維持および向上を図る。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程を整備し、運用する。
- ③ リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

### (4) **ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、執行役員制により、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、経営環境に応じた迅速な業務執行によりさらなる活性化を図る。取締役会は、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
- ③ 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を受ける。
- ④ 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
- ⑤ 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ⑥ 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現するために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を図るとともに、その着実な達成に努める。
- ⑦ 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑧ 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・SBU・カンパニー長会議を定期的開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

### (5) **ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を置き、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
- ② 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続き

およびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。

- ③ ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として定めた「ダイセルグループ行動方針」により、グループ内の倫理意識の醸成に努める。
- ④ ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
- ⑤ 監査室は、アセスメント本部、同本部レスポンシブル・ケア室、同本部品質監査室および企業倫理室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 当社は、監査役職務を補助すべき組織として監査役室を置き、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
- ② 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
- ③ 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

**(7) ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を監査役に報告する。
- ② 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
- ④ 監査室、アセスメント本部レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
- ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
- ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
- ⑦ 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ⑧ 当社は、内部通報制度を定めた企業倫理マネジメントに係る規程に基づき、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認した上、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。

(コンプライアンス)

- ・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会への報告
- ・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施その他コンプライアンスに関する研修の実施
- ・ヘルプラインの周知とその運用による適切な内部通報制度の実施
- ・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告

(情報管理)

- ・法定開示事項の情報開示委員会への報告、確認プロセスの履践
- ・文書管理規程に基づく適切な文書の保管

(リスク管理)

- ・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
- ・総合防災対策訓練の実施
- ・事業継続計画の策定および運用状況の確認

(職務の執行の効率性確保)

- ・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
- ・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領
- ・取締役会の実効性評価の実施
- ・稟議規程に基づく業務遂行にかかる効率的な各種決裁の実施

(当社グループにおける業務の適正性確保)

- ・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的な活動状況の調査および当該方針の運用状況の把握
- ・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
- ・グループ企業における基幹系システムの整備
- ・各事業所における品質監査の実施

(監査役の監査体制および監査の実効性確保)

- ・監査役室員の独立性の確認
- ・代表取締役との会合の実施
- ・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担
- ・監査役監査計画に基づく監査の実施



## 7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益（株主共同の利益）に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

従って、当社は、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見を開示し、株主の皆様の検討のために必要な情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

（備考）

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等についての考え方

- (1) 取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
- (2) 取締役の報酬等は、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。なお、現在、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬の比率は、概ね65：20：15としております。また、監査役の報酬等は、月額報酬により構成することとし、職責を反映した報酬体系とします。
- (3) 報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
- (4) 社外取締役および監査役に賞与および株式報酬の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法

取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額報酬に関しては、業績、中長期計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを実施しております。

3. 業績連動賞与の算定方法

取締役の賞与は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、業績向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、業績との連動性を高め、取締役会で定める業績指標の達成度等に応じて支給することとします。現在、この指標としては売上高および営業利益を採用しており、それぞれ50%ずつの比重で考慮した上で、役位別のベース金額に指標の達成度に基づく支給率（0%から200%の範囲で変動）を乗じて支給金額を決定しております。なお、指標の達成度に基づく支給率は、以下のとおり算定しております。

- ・過去5年間における売上高の平均額から標準偏差（シグマ）を算出する。
- ・「対象年度における指標となる売上高の数値」、「その数値から1シグマ分上回った数値」、「その数値から1シグマ分下回った数値」の3つを基準点として線を引く。
- ・対象年度の実績売上高をその線上に位置づけて、支給率を決定する（営業利益に関しても同じ考え方で支給率を決定する）。

なお、上記の通り算定した金額に対し、「サステナブル経営方針の実践状況」および「中期戦略の達成状況」の観点から個人評価を行い、プラスマイナス20パーセントの範囲で加減算を行って、最終的な業績連動賞与の金額を決定しております。

#### 4. 株式報酬について

取締役の株式報酬としては、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本報酬制度では、譲渡制限期間を30年と設定し、取締役会において本報酬制度の対象者ごとに金額を定め、その金額を一定時点での株価をもって除した数の株式を支給することとします。

#### 5. 役員人事・報酬委員会

取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

ご参考 執行役員の報酬等について

執行役員の報酬等についても、取締役と同様、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成することとし、役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保したうえで、決定しております。

以上

## 社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等
4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等
5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間に於いて所属していた者をいう）

※1：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間に於いて業務を執行していた者をいう。

※2：「近親者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。

※3：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

※4：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
- ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者

※5：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

※7：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、100万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以 上

(ご参考) 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会の実効性の維持・向上を図り、最適なコーポレートガバナンスを追求するため、毎年、取締役会実効性評価を実施し、その概要を公表しております。

なお、2021年度 of 取組みの概要は、以下の通りであります。

1. 2020年度の実効性評価に基づく2021年度 of 取組み

2020年度 of 実効性評価を踏まえ、2021年度においては、取締役会での議論をより充実させるため、経営会議等での議論の内容や部門ごとの戦略、課題進捗等に関する報告の充実や、経営戦略に関する議題に時間をかけるという取り組みを行ってきました。

2. 2021年度 of 取締役会実効性評価に関する結果 of 概要

評価のプロセス	全ての取締役・監査役に対して質問票を配布し、その回答結果を、個別インタビューによりさらに深掘りした上で、事務局で集計・分析したこれらの結果を取締役会で報告、議論を行った。
主な評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会の構成</li> <li>・審議・決議・報告等の内容</li> <li>・取締役会の運営方法</li> <li>・今後提供 of 拡充が求められる情報</li> </ul>
評価結果 of 概要	<p>社外役員からの積極的な発言等によって充実した議論が行われており、取締役会 of 実効性に概ね問題はないことを確認した。他方、さらなる実効性 of 向上のために議論すべき課題もあることを確認した。主に挙げられた課題は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取締役会 of 構成面 of 課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会 of 多様性をどう考えるべきか</li> </ul> </li> <li>② 取締役会 of 審議面 of 課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会における経営戦略遂行状況 of モニタリング of 在り方をどう考えるべきか</li> </ul> </li> <li>③ 取締役会 of 運営面 of 課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した審議時間を確保するために、どのような工夫・効率をもって取締役会を運営すべきか</li> <li>・適切な判断に資する情報提供を、どのように充実させるか（専門用語・社内用語、取締役会資料 of 提供時期等）</li> </ul> </li> <li>④ 今後提供 of 拡充が求められる情報             <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティに関する課題とその取組み状況</li> <li>・事業ポートフォリオ of 見直し要否</li> </ul> </li> </ul>

# 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び預金	88,130	支払手形及び買掛金	61,888
受取手形及び売掛金	102,562	短期借入金	22,198
有価証券	2,398	1年内償還予定の社債	10,003
棚卸資産	142,002	1年内返済予定の長期借入金	12,272
その他の金融	25,186	未払法人税等	5,529
貸倒引当金	△32	環境対策引当金	14
<b>流 動 資 産 合 計</b>	<b>360,247</b>	その他の流動負債合計	41,992
<b>固 定 資 産</b>		<b>流 動 負 債 合 計</b>	<b>153,898</b>
有形固定資産		<b>固 定 負 債</b>	
建物及び構築物	61,408	社債	130,000
機械装置及び運搬具	71,823	長期借入金	106,029
工具器具備品	4,671	繰延税金負債	16,311
土地	31,660	役員退職慰労引当金	89
建設仮勘定	60,279	修繕引当金	1,052
<b>計</b>	<b>229,843</b>	環境対策引当金	125
無形固定資産		退職給付に係る負債	6,623
のれん	363	資産除去債務	1,255
その他	9,702	その他の負債	3,906
<b>計</b>	<b>10,066</b>	<b>固 定 負 債 合 計</b>	<b>265,394</b>
投資その他の資産		<b>負 債 合 計</b>	<b>419,292</b>
投資有価証券	73,246	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,474	<b>株 主 資 本</b>	
退職給付に係る資産	8,686	資本	36,275
その他の金融	14,314	資本剰余金	14
貸倒引当金	△42	利益剰余金	174,500
<b>計</b>	<b>98,679</b>	自己株式	△6,090
<b>固 定 資 産 合 計</b>	<b>338,589</b>	<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>204,699</b>
		<b>その他の包括利益累計額</b>	
		その他有価証券評価差額金	36,813
		繰延ヘッジ損益	27
		為替換算調整勘定	25,966
		退職給付に係る調整累計額	4,509
		<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>67,317</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>7,526</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>698,836</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>279,544</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>698,836</b>

# 連結損益計算書

自 2021年 4月1日  
至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		467,937
売上原価		329,329
売上総利益		138,607
販売費及び一般管理費		87,910
営業利益		50,697
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,907	
その他	5,786	8,694
営業外費用		
支払利息	1,361	
その他	739	2,100
経常利益		57,291
特別利益		
固定資産処分益	213	
投資有価証券売却益	1,664	1,878
特別損失		
固定資産除却損	2,901	
減損	9,985	12,886
税金等調整前当期純利益		46,283
法人税、住民税及び事業税	12,630	
法人税等調整額	1,598	14,229
当期純利益		32,053
非支配株主に帰属する当期純利益		799
親会社株主に帰属する当期純利益		31,254

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	15,816	買掛金	41,961
有価証券	59,887	短期借入金	14,000
商品及び製品	2,398	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛材	19,495	1年内返済予定の長期借入金	3,874
原材料及び貯蔵品	11,194	未払金	14,756
前払費用	14,142	未払法人税等	5,318
短期貸付	1,552	その他	1,282
倒引当金	640	<b>流動負債合計</b>	<b>112,665</b>
流動資産合計	206,877	<b>固定負債</b>	
<b>固定資産</b>		社長期借入金	130,000
有形固定資産		繰延税金負債	87,317
建物	23,049	退職給付引当金	5,065
構築物	8,923	環境対策引当金	761
機械装置	25,547	退職給付引当金	6,955
車両運搬具	30	資産除却負債	124
工具器具備品	1,712	その他	576
土地	21,116	<b>固定負債合計</b>	<b>231,082</b>
建設仮勘定	47,007	<b>負債合計</b>	<b>343,748</b>
固定資産合計	127,388	<b>純資産の部</b>	
無形固定資産		株主資本	
技術使用権	349	資本金	36,275
施設利用権	2,086	資本剰余金	
ソフトウェア	2,941	資本準備金	31,376
その他の資産	5,377	その他資本剰余金	14
投資有価証券	67,069	利益剰余金	31,391
関係会社株	196,879	利益準備金	5,242
長期前払費用	6,126	その他利益剰余金	2,470
倒引当金	6,967	配当準備金	30
その他	788	特別償却積立金	984
	7,672	資産買換積立金	41,360
	△955	特別利益剰余金	133,032
固定資産合計	284,546	<b>利益剰余金合計</b>	<b>183,120</b>
固定資産合計	417,312	株主資本	△6,090
		株主資本合計	244,696
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	35,745
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>35,745</b>
<b>資産合計</b>	<b>624,190</b>	<b>純資産合計</b>	<b>280,442</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>624,190</b>



# 損益計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		206,427
売 上 原 価		147,386
売 上 総 利 益		59,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		42,786
営 業 利 益		16,254
営 業 外 収 益		27,512
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 そ の 他	23,835	
営 業 外 費 用	3,677	
支 払 利 息 そ の 他	921 2,044	
経 常 利 益		40,801
特 別 利 益		3,589
固 定 資 産 処 分 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,660	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,928	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 減 損 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	2,134 8,385 2,285	
税 引 前 当 期 純 利 益		31,585
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	4,202 △1,048	3,153
当 期 純 利 益		28,431

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河越弘昭

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河越 弘昭

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン会議ツール等も活用の上、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社ダイセル 監査役会

常勤監査役	藤田眞司	㊟
常勤監査役	今中久典	㊟
社外監査役	市田龍	㊟
社外監査役	水尾順一	㊟
社外監査役	幕田英雄	㊟

以上

# 株式会社ダイセル 株主総会会場ご案内図

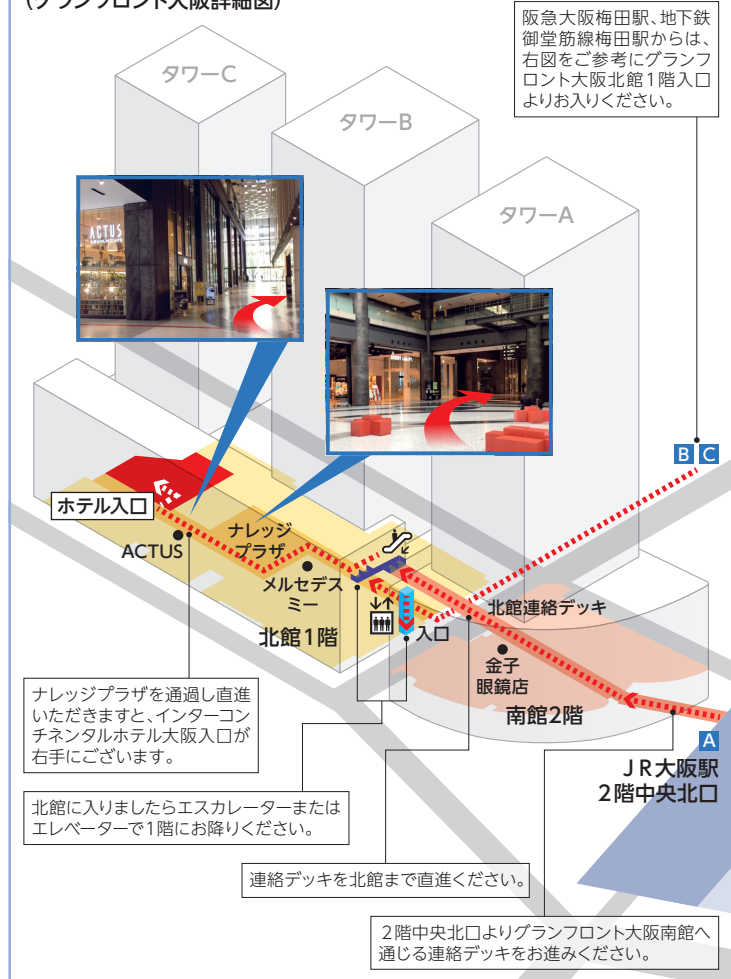
## 会場のご案内

### インターコンチネンタルホテル大阪 2階「HINOKI」

大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC

#### インターコンチネンタルホテル大阪までのルート

(グランフロント大阪詳細図)



開催場所が昨年とは異なります。  
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は  
ございません。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



#### 交通のご案内

- A** JR「大阪駅」(2階中央北口)  
徒歩約7分
- B** 阪急「大阪梅田駅」(茶屋町口) 徒歩約8分
- C** 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口)  
徒歩約8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。